

座間市の学校給食費について

座間市では、令和5年4月から、小学校の学校給食費の管理を市の予算として取り扱う「公会計」方式に移行します。これに伴い、学校給食費の支払い先が、学校から市に変わります。これにより、学校給食費は、学校を通さず、直接、市にお支払いいただきます。

つきましては、次の手続きが必要となりますので、大変お手数ですが御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

1 手続きについて

書類	対象者	留意事項						
① 学校給食に関する承諾書 給食を食べる方は提出 ※学校に提出	◆ 学校給食を食べる方 ※食物アレルギー等の理由により学校給食の全てを食べることができない方は、「学校給食に関する承諾書」ではなく、「学校給食辞退届」を提出していただく必要があります。	<ul style="list-style-type: none"> 保護者の皆様が学校給食を申し込み、その学校給食費を支払うこと及び座間市がそれに基づき、児童に学校給食を提供することを明記したものです。 児童1人につき、1枚提出してください。 一度提出すれば、承諾書は小学校卒業まで継続となります。 						
② 座間市口座振替依頼書 ※3枚複写 給食を食べる方は提出 ※金融機関の窓口に提出	◆ 学校給食を食べる方	<ul style="list-style-type: none"> 口座振替には、給与の振込先等の生活費の管理等、普段使っている口座を指定してください。 二人以上のお子さんが座間市の小学校に在籍していて、一つの口座でまとめて口座振替する場合は、本書類は、兄弟姉妹のうち、一番上の学年のお子さんの分だけ提出してください。下のお子さんの「学校給食に関する承諾書」の【納付について】では「上の学年の兄弟姉妹と～」にチェックし、その下の枠に、一番上の学年のお子さんの氏名を記入してください。 <p>※兄弟姉妹で、振替する口座を分ける場合は、児童ごとに本書類の提出が必要です。</p> <p>※年度途中に口座を変更される場合は、再度、本書類の提出が必要です。</p>						
<口座振替可能な金融機関>								
<table border="0"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">銀行</td> <td>横浜、三井住友、りそな、埼玉りそな、静岡、スルガ、三菱UFJ信託、神奈川、静岡中央、きらぼし</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">信用金庫</td> <td>横浜、平塚、城南</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">ゆうちょ銀行等</td> <td>さがみ農業協同組合、中央労働金庫、ゆうちょ銀行・郵便局</td> </tr> </table>			銀行	横浜、三井住友、りそな、埼玉りそな、静岡、スルガ、三菱UFJ信託、神奈川、静岡中央、きらぼし	信用金庫	横浜、平塚、城南	ゆうちょ銀行等	さがみ農業協同組合、中央労働金庫、ゆうちょ銀行・郵便局
銀行	横浜、三井住友、りそな、埼玉りそな、静岡、スルガ、三菱UFJ信託、神奈川、静岡中央、きらぼし							
信用金庫	横浜、平塚、城南							
ゆうちょ銀行等	さがみ農業協同組合、中央労働金庫、ゆうちょ銀行・郵便局							
③ 学校給食辞退届 給食の全てを食べることができない方 ※学校に提出	<ul style="list-style-type: none"> 食物アレルギー等の理由により、学校給食の全てを食べることができない方 市外へ転出される方 	<ul style="list-style-type: none"> 食物アレルギー等の理由により、学校給食の全てを辞退することを申し込むものです。 児童1人につき、1枚提出してください。 一度提出すれば、辞退届は小学校卒業まで継続となります。 						

書類	対象者	留意事項
④学校給食費減免申請書 該当の場合のみ ※減免申請書はHPからダウンロード、または小学校で配付。	・7日（学校休業日を除く）以上の長期欠席をされる方 ※学校に提出。	・提出があった日の翌日から起算して8日目以後の給食費から減額されます。
	・飲用の牛乳のみを辞退される方 ※就学支援課に郵送、または座間市役所5階就学支援課窓口へ提出。	・提出があった月の翌月以降の給食費から減額されます。（減額初日の8日前（学校休業日を除く）までに提出してください） ※月の途中からの減額はできません。 ※給食費は牛乳代を除いた金額となります。 ・減免申請書の提出の際は、医療機関が発行した「診断書」や「学校生活管理指導表（写し）」を添付する必要があります。 ・一度提出すれば、減免申請書は小学校卒業まで継続となります。 ※飲用牛乳以外の給食費の減免は行っていません。

2 学校給食費の金額について

給食費（月額）	4,500円
---------	--------

※公会計化に伴う給食費の変更はありません。

3 学校給食費に係る通知について

■「学校給食費決定通知書」	学校給食の申込みをいただいた保護者様宛に、当該年度の給食費や納付期限について記載した通知書を送付します。
■「学校給食費変更決定通知書」	「学校給食費減免申請書」の提出等により支払額の変更があった場合に、支払額の変更内容を示した通知書を送付します。
■「学校給食費督促状」	当初の納付期限までに納付がない場合に、口座振替の実施後20日以内を目途に納付書を添付して送付します。

4 納期及び納付期限について

納期	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
内訳	4・5月分	6月分	7月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
金額	9,000円	4,500円	4,500円	4,500円	4,500円	4,500円	4,500円	4,500円	4,500円	4,500円
納付期限	5月末日	6月末日	7月末日	9月末日	10月末日	11月末日	1月最初の営業日	1月末日	2月末日	3月末日

※第1期では、4月分と5月分を併せて徴収します。

※新生4月分の学校給食費の金額は給食回数を基に別途算出するため異なります。

※8月末分の請求はありません。

※納付期限が土曜日、日曜日、国民の祝日・休日の場合は、翌平日となります。

※第7期については、取扱金融機関の1月最初の営業日となります。

- ・口座振替手数料は、座間市が負担します。
- ・口座振替日に残高不足等により、口座振替が不能となった場合は、「督促状」及び「納付書」を送付します。

5 就学援助を受けている場合の学校給食費について

就学援助の認定を受けている世帯の児童の学校給食費は、就学援助費の支給開始以降については、就学援助費から自動的に市に納付されますので、保護者が納付する必要はありません。

ただし、就学援助は毎年度申請・審査が必要なため、「4月分から、就学援助認定通知書が交付される月までの学校給食費」は、一旦納付していただきます。その後、認定された場合には、認定の対象期間で、既に納付していただいた学校給食費を還付（口座振込で返金）します。

また、一度認定された方でも、就学援助が不認定になった場合等は、保護者に学校給食費を納付していただきます。そのため、就学援助の認定を受けている場合でも、「座間市口座振替依頼書」の提出が必要です。

就学援助制度の詳しいことについては、座間市役所教育部就学支援課就学支援係（046-252-8739）へお問い合わせください。

6 生活保護を受けている場合の学校給食費について

生活保護費を受給されている方の給食費は、生活保護費から自動的に市に納付されますので、保護者が納付する必要はありません。

ただし、生活保護が廃止となった場合等は、学校給食費を納付していただきます。そのため、生活保護を受けている場合でも、「座間市口座振替依頼書」の提出が必要です。

生活保護の詳しいことについては、座間市役所福祉部生活支援課（046-252-7125）へお問い合わせください。

7 児童手当等からの申出による徴収

「学校給食に関する承諾書」の【児童手当及び特例給付に係る学校給食費の徴収等に関する申出書】により申出された方は、学校給食費の過年度滞納分（当該年度を経過した分）が生じた場合に、令和6年10月以降に支払う児童手当等から当該学校給食費を徴収します（令和4年度以前の滞納分については徴収できません）。

なお、6月・10月・2月の定期支払月の児童手当等を対象とし、随時支払月については原則対象となりません。

児童手当等の詳しいことについては、座間市役所こども未来部子育て支援課（046-252-7201）へお問い合わせください。

学校給食費に関するお問い合わせ
座間市教育委員会就学支援課保健給食係
電話 046-252-8749